

## 地域公共交通会議 ～多様なニーズに的確に対応した運送サービスの提供をめざして～

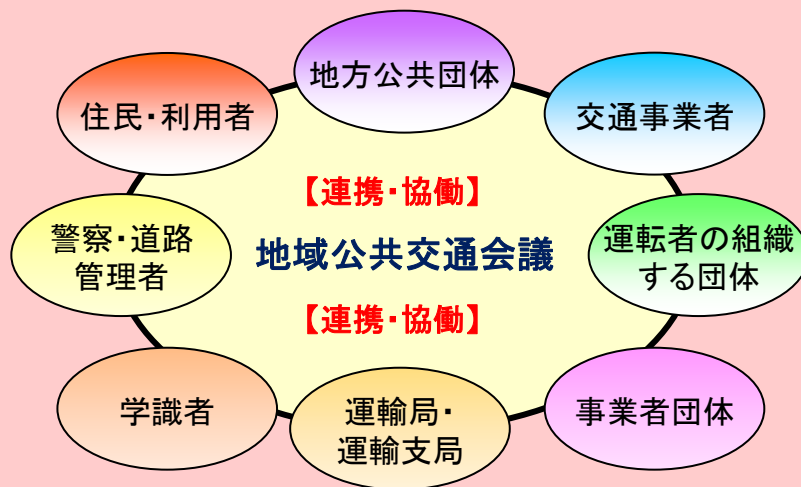
近年、少子高齢、過疎化が進展する中で地域住民の移動を確保するため、コミュニティバス、乗合タクシー、市町村バス、NPO等によるボランティア有償運送等の新たな運送サービスが行われています。

地域の多様なニーズに的確に対応しつつ、安全・安心な提供をめざし平成18年10月、道路運送法の一部が改正され、自治体、交通事業者、住民、関係者等が地域交通を検討する「地域公共交通会議」のしくみができました。



### 地域公共交通会議の設置状況

平成23年4月1日現在、全国1,747自治体のうち1,035の市町村等において地域公共交通会議が設置(開催)されています。神奈川県内においても23年11月現在、11市4町で地域公共交通会議や国の地域公共交通確保維持改善事業に係る協議会等が設置されています。



### 地域での合意形成

交通会議のメリット

事業許可の処理期間の短縮、運賃設定の簡素化、最低車両数の弾力化など

地域の多様なニーズに的確に対応した運送サービスを提供し、活力ある地域社会を実現

## 構成員とその役割は？

「地域公共交通会議」の構成員は、道路運送法施行規則第9条の3第1項で規定されているメンバーで構成されます。

	構成員のおもな役割
市町村	・地域住民の移動手段確保に対する責任者 ・地域の公共交通に関する課題への対応と地域の真のニーズの把握
都道府県	・広域的な視点からの指導・助言 ・複数市町村の取組みに対する調整
地域住民・利用者	・利用者の視点に立った地域における乗合輸送サービスの設定、運行管理計画策定への参画 ・地域の公共交通を支えるという視点から、自ら交通行動を行う主体として参画
交通事業者	・交通サービスの提供者として、ノウハウを活かした企画参画
運転者が組織する団体	・労働条件及び労働環境からの意見・提言
事業者団体	・地域交通ネットワーク構築のための事業者間調整
警察・道路管理者	・交通保安、道路管理の観点から運行計画の円滑な実施に向けた指導・助言
運輸局・運輸支局	・先進事例等、各地での取組みの情報提供 ・地域の公共交通のあり方に関する指導
学識者	・地域の合意形成を図る上での助言

## 具体的に何を行うのか？

「地域公共交通会議」においては、地域の実情に応じた乗合輸送サービスの形態やサービス水準等について、具体的な協議を行います。また、協議が整った内容を変更する場合にも協議を行います。さらに、持続可能な地域交通ネットワーク計画を構築するうえで、必要に応じ地域の交通計画を策定します。

### 具体的な協議内容

- 市町村有償運送の必要性
- 運賃及び料金
- 路線、営業区域、使用車輛等の事業計画
- 運行の形態
- 運行時刻等の運行計画